

拡大サステナブル産婦人科医療体制確立委員会
2023.12.7
東京コンベンションホール

滋賀県の周産期医療の現在地

拡大サステナブル産婦人科医療体制確立委員会
利益相反状態の開示

演者氏名：村上 節
所属：滋賀医科大学産婦人科

私の今回の演題に関連して、開示すべき利益相反状態はありません。

最近20年の医療政策

1. 医師臨床研修制度（平成16年＝2004年）

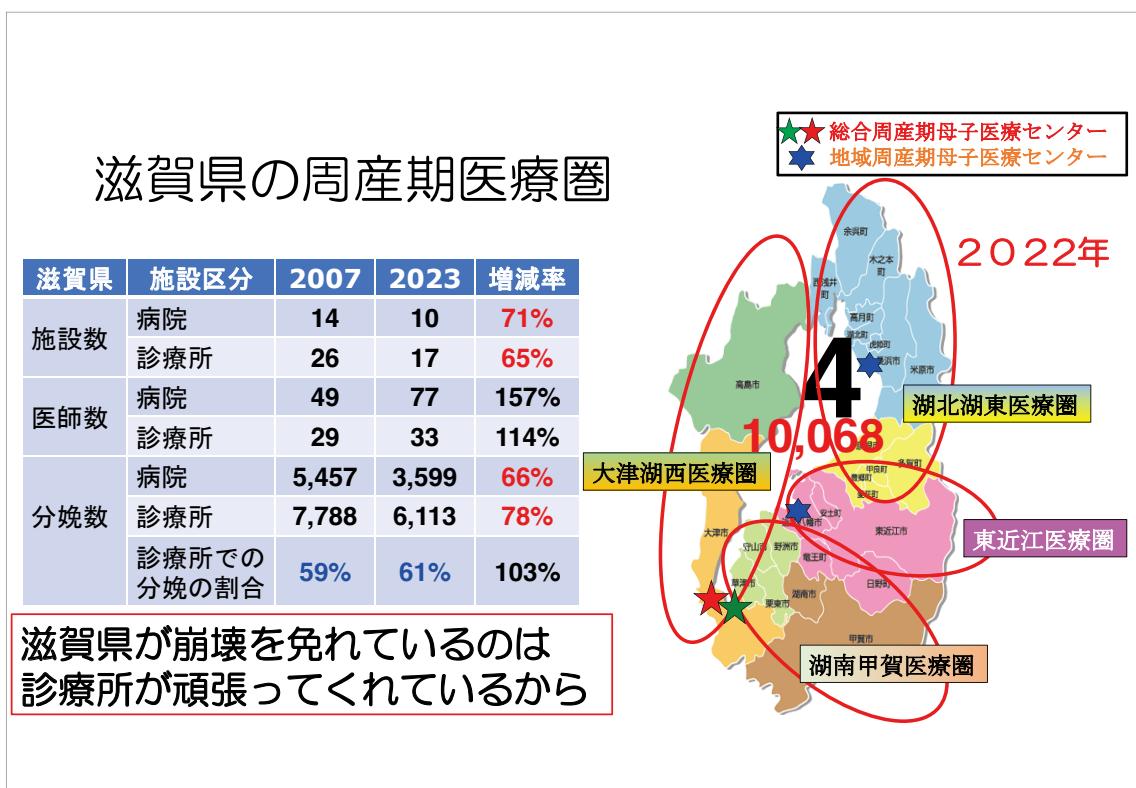
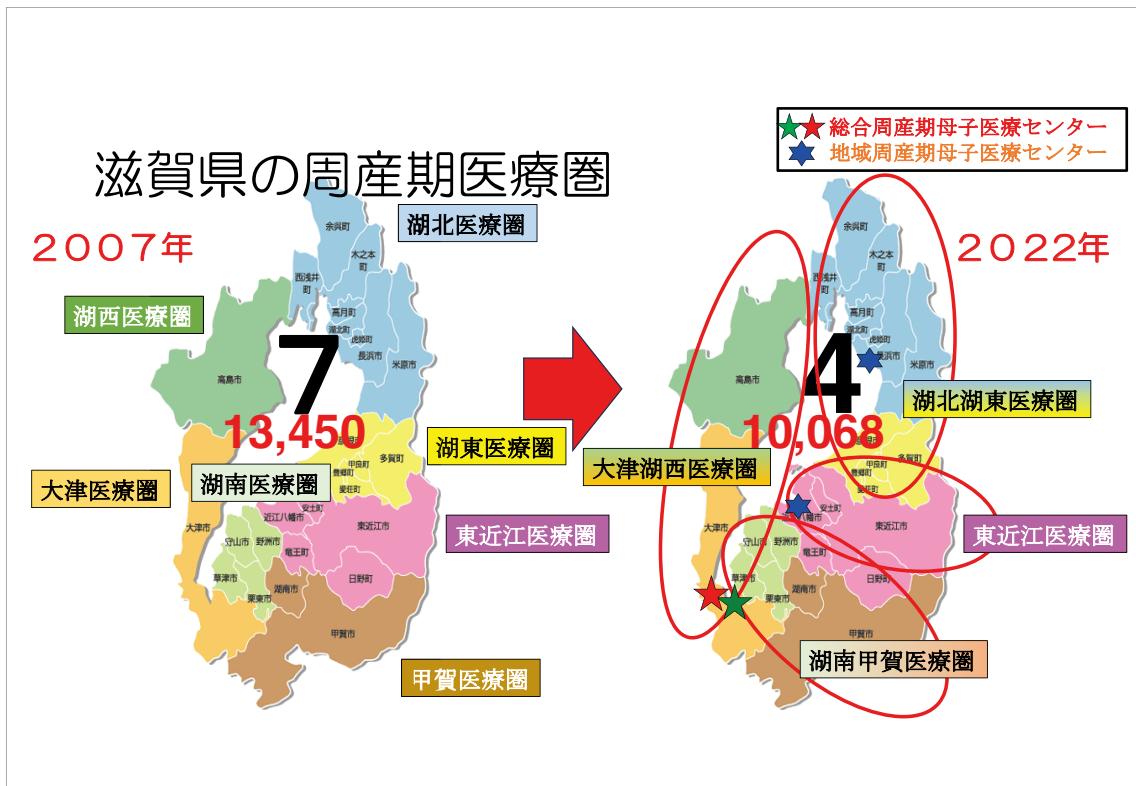
- 研修に専念できる環境を整備し、医師としての基盤形成の時期に、プライマリ・ケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることが出来る基本的な診療能力を身につけられるようにすること

2. 新専門医制度（平成30年＝2018年）

- それぞれの診療領域における適切な教育を受けて十分な知識・経験を持ち、患者から信頼される標準的な医療を提供できる医師の育成

3. 医師の働き方改革（令和6年＝2024年）

- 患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していくために、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備すること



滋賀県の周産期医療における 働き方改革に対する方針

- ✓ 小児科と足並みをそろえる
 - NICU ドクターの不足
 - 周産期母子医療センターにマンパワーを集める
- ✓ 県内分娩取り扱い施設（滋賀医大を除く）の対応
 - 宿日直許可取得
 - 地域周産期母子医療センターの1施設のみB水準申請
- ✓ 滋賀医科大学医学部附属病院母子女性診療科の対応
 - Bおよび連携B水準
 - 夜勤体制（裁量労働制、固定労働時間制から変形労働時間制へ）
 - 特任助教2名増員を要望

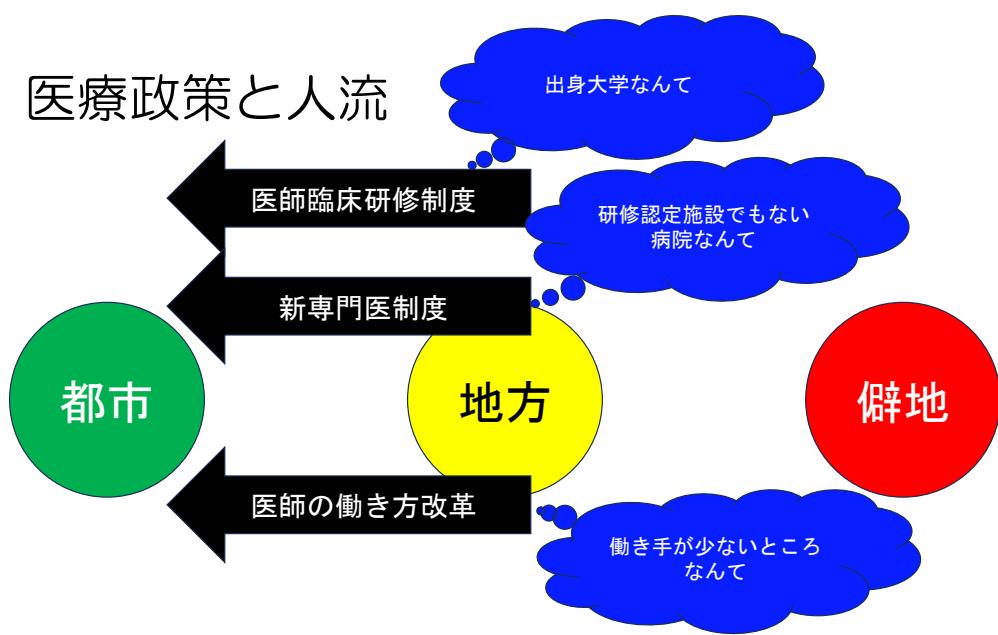
最近20年の医療政策

- 医師臨床研修制度（平成17年＝2005年）
 - 研修に専念できる環境を整備し、医師としての基礎的な知識・経験を培うとともに、医療マニフェストの実現に貢献する人材の育成
 - ライマリ・ケアへの理解を深め、患者を中心とした総合的・個別的・本質的な診療能力を身につけられるようになること
 - マッチングで進路を選べるようになった
- 新専門医制度（平成30年＝2018年）
 - それぞれの診療領域における適切な教育を受けて十分な知識・経験を持ち、患者から信頼される医療を提供できる医師の育成
- 医師の働き方改革（平成30年＝2018年）
 - 患者・国民に対する安全な医療を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を確立していくために、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備すること
 - 労働時間の枠組みを厳守することになった

最近20年の医療政策と地域医療

- ・医師臨床研修制度（平成16年＝2004年）
 - ・医師としてのスタートを大学から始める人材は減った。
 - ・大学から地方へ医師を派遣する構図は失われた。
- ・新専門医制度（平成30年＝2018年）
 - ・認定研修施設以外でのキャリアアップは果たせなくなった。
 - ・指導医と症例数の条件を満たせない地方の施設の維持は難しくなった。
- ・医師の働き方改革（令和6年＝2024年）
 - ・ブラックな職場環境は敬遠されると考えられる。
 - ・ブラックとみなされがちなマンパワーの少ない地方の施設は失われると考えられる。

医療政策と人流

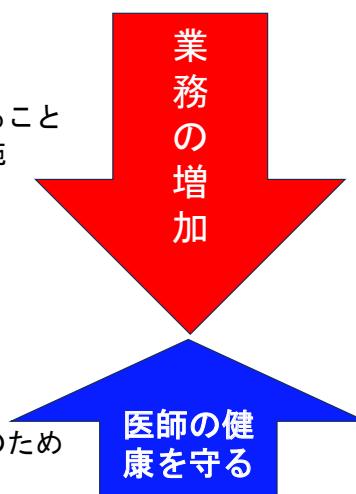


J-OSLER: 内科専攻医登録評価システム

	専攻医	指導医
症例登録（160症例）	4000-33600分 中央値4800分	160-9600分 中央値1600分
病歴要約（29症例）	1740-41760分 中央値13500分	145-17400分 中央値870分
症例登録+病歴要約 合計	95.8-1256時間 中央値225時間	5.1-450時間 中央値14.5時間
勤務時間換算 8時間×20日	0.6-7.85ヶ月 中央値1.4ヶ月	0.03-2.8ヶ月 中央値0.09ヶ月

小野澤真弘、第55回日本医学教育学会、2023 を改変

医療法の改正

- 平成19年（2007年）
 - ✓医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること
 - ✓従業者に対する院内感染対策のための研修の実施
 - ◆平成28年（2016年）
 - ✓医療安全に関する監査委員会設置
 - ✓特定機能病院間の相互チェック（ピアレビュー）
 - ◆令和3年（2021年）
 - ✓第三者評価が望ましいから受審義務化へ
 - 令和3年（2021年）
 - ✓長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備
- 

国への要望

1. 医師臨床研修制度、新専門医制度、医師の働き方改革を進めることは、従前通りの地域医療保持との両立が困難となることを、国が国民に説明せよ！
2. 働き方改革を実施するなら、医師法・医療法の全体を俯瞰して、過重なタスクを減らす取り組みに着手せよ！



現実を直視すれば

現行制度を運用しながら
地域医療を今までのよう
に維持できると思うのは
幻想に過ぎない！

政治に
無関心でいられても
無関係ではいられない

ふさわしくない手段まで是認するほど
高邁な目的というものは存在しない